

情報コーナー

・定員のある催しもの等で特に指定のないものは先着順 ・催しもの等の参加時は飲み物と筆記用具持参で
 凡例 ①…問い合わせ先 ②…申し込み HP…ホームページ QRコード…ウェブ・メール

すとりと

対象は原則市内在住・在勤・在学者。
 問い合わせは各担当先へ。

7月の納税・納付

- ▶固定資産税・都市計画税 第2期
 - ▶国民健康保険税(普通徴収) 第2期
 - ▶後期高齢者医療保険料(普通徴収) 第1期
 - ▶介護保険料(普通徴収) 第2期
- 7/31⑩までに最寄りの市指定金融機関・コンビニで納めてください

日曜・夜間納税窓口 市役所第2庁舎 納税課で
 日曜 9時～12時30分
 夜間 ⑩(⑪・⑫を除く) 21時まで

納付は便利な口座振替・PayB(ペイビー)で

新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター ☎0570-783-770

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため催事の中止・変更の可能性があります。
 開催状況については市HPまたは各担当課まで問い合わせてください。

公共施設等の利用時のお願い

感染症拡大防止のため、以下の基本ルールと施設ごとの運営基準を守って利用してください。

利用時の基本ルール

【主催者】

- ・体調不良者の利用禁止
- ・利用人数の制限
- ・換気の徹底
- ・利用責任者が参加者を把握

【主催者と参加者】

- ・密閉、密集、密接を避ける
- ・マスクの着用
- ・こまめに手洗い・うがいをする
- ・検温、健康チェックし、体調不良を感じたら外出しない

であいの森・ふれあいの里 段階的に利用再開

①であいの森 ☎936-2791 ②936-2792
 ③ふれあいの里 ☎920-6222 ④920-6251

現在利用のできる各講座・サークル等への貸館業務、送迎バスに加え段階的に利用を再開します。

■利用を再開するサービス

- 7/20⑧から卓球の利用再開(ラケット・ボール各自持参)。
- 8/1⑨から送迎バス通常運行。囲碁、将棋等の利用再開(利用制限あり)。

■利用休止継続

浴場、カラオケ、大集会室の利用

※利用再開に伴い利用者確認を行うため、利用者登録証を持参してください。利用者登録証がない人は、窓口で発行の手続きを行いますので身分証明書(保険証等)を持参してください。なお、レストラン・交流広場以外での飲食は禁止です。ご理解ご協力をお願いします。

お知らせ

全国瞬時警報システム (Jアラート) 試験放送 8/5⑩午前11時に実施

地震や武力攻撃などの緊急情報を国が人工衛星などを通じて瞬時に伝える全国瞬時警報システム(Jアラート)の試験放送を防災行政無線で行います。放送内容は草加市あんしんメール、草加市公式Twitter、草加市あんしん情報facebookなどでも同時配信されます。①危機管理課 ☎922-0614 ②922-6591



に伝える全国瞬時警報システム(Jアラート)の試験放送を防災行政無線で行います。放送内容は草加市あんしんメール、草加市公式Twitter、草加市あんしん情報facebookなどでも同時配信されます。①危機管理課 ☎922-0614 ②922-6591

コンビニ交付サービス一時休止

7/23⑩～26⑩は終日マイナンバーカード(個人番号カード)による全国の指定コンビニ等での証明書等の交付サービスが利用できません。①◇住民票、印鑑登録証明書、戸籍証明書等…市民課 ☎922-1526 ②920-1501 ◇課税・非課税証明書、所得証明書…市民税課 ☎922-1049 ③920-1502 ◇納税証明書…納税課 ☎922-1098 ④920-1502

認定長期優良住宅の維持保全状況等に関する調査を実施

長期優良住宅認定制度では、認定を受ける際に作成された維持保全計画に従って点検・修繕等を行い、その状況に関する記録を作成・保存することが法律で義務付けられています。市では、認定を受け平成26年度に工事完了した長期優良住宅から無作為に抽出した住宅を対象に、維持保全状況の調査を実

施します。対象者へ8月中に調査書を送付します。詳細は、市HPで確認してください。①建築安全課 ☎922-1949 ②922-3148

交通遺児等に援護金を支給

保護者が交通事故で死亡または重い障がいを負った18歳以下の交通遺児等を対象に援護金を給付しています。給付額は子ども1人につき年額10万円。支給は11月または令和3年5月。要件等の詳細は問い合わせください。①交通対策課や学校で配布する申請書類を8/31⑩(11月給付分)または令和3年2/26⑩(令和3年5月給付分)までにみ

ずは信託銀行浦和支店へ。①県防犯・交通安全課 ☎048-830-2958

狂犬病予防注射 12/31⑩までに受けましょう

狂犬病予防注射は毎年1回、4/1～6/30に受けることが義務付けられています。今年度の予防注射については新型コロナウイルス感染拡大防止の観点

から、12/31⑩までに受ければ、本来の期間内に受けたものとみなします。今年度の予防注射がまだ済んでいない場合は、動物病院で受けてください。また、市と協定を結んでいる動物病院であれば、その場で狂犬病予防注射済票を受け取ることができます。詳細は、市HPで確認してください。①くらし安全課 ☎922-3642 ②922-1030

食中毒予防の三原則

8月は食品衛生月間です。新型コロナに加え夏は食中毒にも注意しましょう。食中毒予防の三原則「つけない・ふやさない・やっつける」を実践しましょう。①健康づくり課 ☎922-0200 ②922-1516



つけない

- ・手洗いは食中毒予防にも効果的。
- ・洗い10秒→すすぎ15秒を2回くり返す。



- ・まな板、包丁等は、肉・魚で使い分けると安心。



ふやさない

- ・作った料理やデリバリーした料理は速やかに食べましょう。
- ・残った料理や食品を、保存する際は速やかに冷蔵庫に入れましょう。

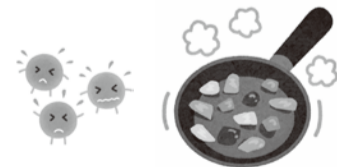


- ・買い物をした後は、保冷剤や保冷バッグ等を活用して持ち帰りましょう。



やっつける

- ・加熱は、中心温度75℃以上で1分以上が目安。かき混ぜて、均一に火を通すことがポイント。



- ・調理器具はしっかり洗浄・消毒をしましょう。

